

座間市指令資 第 432-29 号

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

公開用

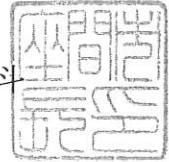
住 所 綾瀬市早川3085  
氏 名 株式会社県央資源センター  
代表取締役 白井 史人

[法人にあつては主たる事務所の]  
所在地、名称及び代表者の氏名]

令和4年2月9日付けで申請のあつた一般廃棄物収集運搬業許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり許可する。

令和4年3月15日

座間市長 佐藤 弥斗



|                  |                    |                    |
|------------------|--------------------|--------------------|
| 事務所<br>又は<br>営業所 | 所在地                | 綾瀬市早川3085          |
|                  | 名称                 | 株式会社県央資源センター 綾瀬営業所 |
| 業 種              | 一般廃棄物収集運搬業         |                    |
| 取扱廃棄物の種別         | 一般廃棄物 (ごみ)         |                    |
| 収集・運搬の別          | 収集・運搬              |                    |
| 営業の区域            | 座間市域内事業所とする        |                    |
| 許可期間             | 令和4年4月1日～令和6年3月31日 |                    |
| 許可条件             | 裏面のとおり             |                    |

## 許 可 条 件

- 1 一般廃棄物の収集、運搬及び処分は衛生的に行わなければならない。
- 2 許可を受けた者が、許可事項の変更を必要とする場合は、座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき手続きをしなければならない。
- 3 許可記載事項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例等の規定に従って適正に清掃業務を行わなければならない。
- 4 許可を受けた者は、廃棄物の収集・運搬若しくは処分に関し、前月分の実績を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。
- 5 市の必要に応じ清掃業務の報告・資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。
- 6 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 7 許可証を亡失し、又は毀損したときは市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
- 8 許可を受けた業者は、常時許可証又はその写しを具備していなければならない。
- 9 廃棄物の処理・処分に関しては、再生利用を行うことによりその減量に努めること。